

## 非行少年の立ち直りと就労との関係

—保護司の視点から—

藤原 実樹<sup>1</sup>・石田 弓

Relationship between the recovery and employment of juvenile delinquents: from the perspectives of volunteer probation officers

Miki Fujiwara and Yumi Ishida

Several studies have been performed on the causes and characteristics of juvenile delinquents. However, since there are only a few studies on “recovery” from juvenile delinquency, the definition of recovery from delinquency differs depending on the study, and it is ambiguous on what basis recovery is judged. Therefore, in this study, we used a questionnaire survey to first examine how volunteer probation officers, who provide support to juvenile delinquents in the scene of rehabilitation, perceive recovery from delinquency. The results revealed that many volunteer probation officers considered employment, lifestyle habits, and human relationships to be indispensable in determining recovery (Study 1). Further, although employment is emphasized in support for recovery from delinquency, few studies have empirically demonstrated the relationship between recovery and employment. Therefore, we conducted an interview survey of volunteer probation officers to clarify the process by which juvenile delinquents work and continue employment, and we examined the usefulness of employment in recovery and the issues in employment support. Trajectory Equifinality Model analysis results show that employment alone does not lead to recovery and that recovery occurs through a circular process wherein employment stabilizes when work fosters improvements in lifestyle habits and human relationships (Study 2). Therefore, it is suggested that in support for recovery, both support for employment and support for improving lifestyle habits and human relationships are important.

キーワード : delinquency, recovery, employment, volunteer probation officer

---

<sup>1</sup> 福山市立鞆の浦学園

## 問題と目的

社会問題の一つとして、青少年による非行が挙げられる。少年による刑法犯の検挙人員は令和元年度で44,361人と、近年減少傾向にあるものの、少年による刑法犯の人口比は成人の人口比と比較すると約1.6倍であり、依然として高い（法務省，2019）。

少年が非行に至る原因の研究は、数多くなされている。小保方・無藤（2004，2006）は、家族関係や友人との関係、同調行動、抑うつ傾向、学校享受感、低セルフコントロールなどを挙げている。また、逸脱した友人の存在（小保方・無藤，2005）、10代重視の価値観（福田，2008）、恥意識と罪意識（松井他，2005）を挙げた研究もある。さらに、非行少年の特徴として、衝動性の高さ（清水，1999）も多く指摘されている。こうした原因を明らかにすることで、非行の予防や早期対応の充実につながっている。

### 非行からの「立ち直り」

非行に至る原因を明らかにすると同時に、非行に至った少年が立ち直るための支援も必要である。再非行少年率は35.5%（法務省，2019）と高く、2016年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行されるなど、再犯防止対策が進められている。非行は深化する（緑川，1999）という指摘もあり、重大な非行へと深化しない早期のうちに立ち直り支援を行うことが必要となる。

しかし、非行からの立ち直りでは、何をもって「立ち直った」とするのかの判断が難しい。再非行は再逮捕や再入院などを設定すれば観測可能な事象であるが、立ち直りは「再犯をしていない」状態であり、その期間の長さなどをいかに設定するかによっても判断が変わってくる。先行研究においては、進学・就職をしており、1年半以上は再犯がない状態（室城，2012）や少年院出院後、約1年半からおおむね2年間、少年院再入院が認められず、かつ明確な更生意欲が認められたこと（只野他，2017）など、研究ごとに独自に定義されている。しかし、実際の更生保護の現場では、非行をして少年院送致や保護観察などの処分を受けた場合でも、成績が良好で数か月のうちに少年院退院に至ったり保護観察期間が終了したりすることもあれば、それぞれ数年間続く場合もある。また、単に再犯をしなければ立ち直りとみなされるのではなく、少年院入院中や保護観察期間中の生活態度や更生意欲などでも保護観察期間の長さが異なってくる。

ところで、少年の生活態度等を判断するのは、主に保護観察の面接を担っている保護司である。保護司は、保護観察官と協働して定期的な面接などの保護観察に当たるほか、非行をした少年がスムーズに社会復帰できるよう、住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っており、非行少年に直接関わる立場にある。よって、非行少年の日常生活に密着した形で関わる中で、本当に立ち直ったかどうかを判断している保護司を調査対象とすることで、非行少年の「立ち直り」の実態に関する語りを引き出すことができると考えられる。そこで本研究では、まず保護司が保護観察の現場で立ち直りをどのように考え、非行少年がどのような状態になると「立ち直った」と見なしているのかを明らかにすることを目的とした（研究1）。

## 立ち直りと就労

また、立ち直り支援の中でも就労支援は特に重視されており、非行少年を円滑に社会復帰させるためには、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要であるとされている（法務省，2017）。法務省（2019）によると、保護観察処分少年、少年院仮退院者ともに無職であった者は、有職または学生・生徒であった者と比べて再処分率が顕著に高い。再犯と就労についての研究では、無職であることは将来受刑するかどうか大きく影響する（岡本，2002）こと、非行を防止するために就労計画が極めて重要であること（Leiber & Mawhorr, 1995）などが指摘されている。元非行少年の手記から立ち直りのプロセスを検討した坂野（2015）は、非行少年が興味をもち、能力を発揮できる健全な対象の獲得の可否が分岐点の一つであると述べ、その対象として就労を挙げている。このように、立ち直りに対して就労が重要な鍵となるのは周知のことであり、更生保護の現場でも少年院入院者・保護観察対象者に対しては、処遇の一環としてハローワークやコレワーク、その他各種団体・専門家等と協力して就労支援が行われている。また、児童自立支援施設においても、就労支援・就学支援が重視され、施設ごとに特色のある支援が行われている（覚正他，2016）。

しかし、就労が重要とされ、支援が活発に行われている一方で、立ち直りと就労の関係を実証的に示した研究はほとんど行われていない。立ち直りの要因としては、裏切れない人の存在や人間らしい生活・常識（宮戸・米倉，2016）、話し合いによる解決能力、生活力と新たな目標、自信の獲得（室城，2012）などが挙げられ、これらが就労の中で生まれてくると考えることもできるが、実際の立ち直りのプロセスでどのような要素が影響し合っているのかは明らかでない。そこで本研究では、非行少年の立ち直りのプロセスに就労が与える影響を明らかにするため、保護司が就労支援を行った非行少年の事例について詳細な面接調査を行うこととする。そして、立ち直りのプロセスで非行少年がどのようにして就労し、また就労を継続していくのかを検討することで、立ち直りにおける就労の有用性と課題を見いだすことを目的とした（研究2）。

## 研究 1

### 目的

保護司を対象に、保護観察の現場では非行少年がどのような状態になると「立ち直った」と考えているのかを検討することで、立ち直りの要素を明確にする。

### 方法

**調査対象者** 広島県某市の保護司会に属し、過去に非行少年を担当したことのある46歳から76歳の保護司33名（男性24名・女性9名、平均年齢69.72歳（SD=5.82））を対象とした。

**調査手続き** 2020年9月に質問紙調査を行った。保護司会の会合において質問紙を配付し、郵送による回収を行った。

### 調査内容

(1) フェイスシート（年齢，性別，保護司歴）

(2) 非行少年が「立ち直ってきている」と感じるには，どのような要素が必要であると思うかについて，選択肢の中からすべて回答させた。選択肢の内容は，室城（2012），只野他（2017），覚正他（2016），宮戸・米倉（2016）を参考に，①再犯の有無，②反省の気持ちをもつ，③規則的な生活習慣，④衣食住の安定，⑤就労，⑥就学，⑦安定した人間関係，⑧更生意欲，⑨犯罪への抵抗力，⑩将来の見通しの10項目を作成した。

(3) (2) で回答したそれぞれの選択肢について，どのくらいの期間が続くと「立ち直ってきている」と感じるかを回答させた。期間は1か月，2か月，3か月，6か月，1年，1年半，2年，2年半，3年，5年，10年以上の11項目を設定した。

(4) (2) で選択した要素に加えて，非行少年が「立ち直ってきている」と感じるために「必要な要素」と「必要な期間」について自由記述で回答させた。

**倫理的配慮** 同意を得た調査対象者に，文書にて研究の主旨および倫理的配慮を説明した。回答は匿名化し，個人が特定される形での発表はしないこと，個人情報厳密に管理し，プライバシー保護に配慮すること，調査への参加は自由意思によるものであり，随時拒否・撤回でき，調査途中であっても中止できることなどを説明した。なお，本研究は広島大学大学院人間社会科学研究科の倫理審査委員会の承認を得て行った。

## 結 果

### 非行少年が「立ち直ってきている」と感じる要素

各項目の選択された割合，必要と考える期間の平均，および選択された最短期間と最長期間をTable 1 に示した。「①再犯の有無」は42.4%の保護司が選択し，平均36.2か月の間再犯がなければ「立ち直ってきている」と感じていた。「②反省の気持ちをもつ」は60.6%が選択し，必要と感じている期間は平均17.3か月であった。「③規則的な生活習慣」は72.7%が選択し，必要と感じている期間は平均17か月であった。「④衣食住の安定」は63.6%が選択し，必要と感じている期間は平均16か月であった。「⑤就職」は81.8%が選択し，必要と感じている期間は平均20か月であった。「⑥就学」は63.6%が選択し，必要と感じている期間は平均13か月であった。「⑦安定した人間関係」は72.7%が選択し，必要と感じている期間は平均16か月であった。「⑧更生意欲」は48.5%が選択し，必要と感じている期間は平均19か月であった。「⑨犯罪への抵抗力」は30.3%が選択し，必要と感じている期間は平均25か月であった。「⑩将来への見通し」は48.8%が選択し，必要と感じている期間は平均23か月であった。

### 非行少年が「立ち直ってきている」と感じる要素

非行少年が「立ち直ってきている」と感じるために必要な要素の問いに対する自由記述を分析対象として，KJ法を援用したカテゴリー分類を行った。各カテゴリー名と下位項目，切片数をTable 2 に示した。記述内容から39の切片が得られ，「面接時間を守る」，「嘘をつかない」，「面接外

Table 1

非行少年が「立ち直ってきている」と感じる要素（選択）

項目	選択された割合	必要と考える 期間の平均	最短期間	最長期間
①再犯の有無	42.4%	36.2 か月	3 か月	10 年以上
②反省の気持ちをもつ	60.6%	17.3 か月	1 か月	10 年以上
③規則的な生活習慣	72.7%	17 か月	6 か月	5 年
④衣食住の安定	63.6%	16 か月	1 か月	10 年以上
⑤就労	81.8%	20 か月	2 か月	10 年以上
⑥就学	63.6%	13 か月	1 か月	3 年
⑦安定した人間関係	72.7%	16 か月	1 か月	5 年
⑧更生意欲	48.5%	19 か月	1 か月	10 年以上
⑨犯罪への抵抗力	30.3%	25 か月	3 か月	10 年以上
⑩将来の見通し	48.4%	23 か月	3 か月	10 年以上

でも挨拶をする」、「非行仲間からの離脱」、「家族関係の安定」、「家族の支え」、「少年の家族に対する思い」、「信頼できる人の存在」、「就労の継続」、「経済の安定」、「挨拶をする」、「表情の変化」、「態度の変化」、「更生意欲」、「役割」の15下位項目に分類した。そのうち、「面接時間を守る」、「嘘をつかない」、「面接外でも挨拶をする」は【保護司との関係の変化】に、「非行仲間からの離脱」は【非行仲間からの離脱】に、「家族関係の安定」、「家族の支え」、「少年の家族に対する思い」は【家族との信頼関係】に、「信頼できる人の存在」は【信頼できる人の存在】に、「就労の継続」、「経済の安定」は【就労の継続】に、「挨拶をする」、「表情の変化」、「態度の変化」は【社会性】に、「更生意欲」は【更生意欲】に、また「役割」は【役割】の8つのカテゴリーに分類された。また、【保護司との関係の変化】、【非行仲間からの離脱】、【家族との信頼関係】、【信頼できる人の存在】は<人間関係の変化>に、【就労の継続】、【社会性】、【反省をする】、【役割】は<個人内変化>に関する発話内容であった。なお、立ち直ってきていると感じるために「必要な期間」についても回答を求めたが、記述のないものが多かったため検討しなかった。

## 考 察

「①再犯の有無」が選択された割合（42.4%）は保護司の半数以下であり、ほとんどの先行研究で「再犯のない状態」が立ち直りの定義に含まれていることと一致しなかった。これは、多くの保護司が、再犯を繰り返しつつも徐々に立ち直っていく非行少年の支援を経験していることによるものと考えられる。また、平均36.2か月の間再犯がないと「立ち直ってきている」と感じることについては、実際の保護観察期間が1~3年程度であることが多いことによると考えられる。「②反省の気

Table 2

非行少年が「立ち直ってきている」と感じる要素（記述）

	カテゴリー名	下位項目	記述例	切片数	
人間関係の変化	【保護司との関係の変化】	面接時間を守る	面接の約束時間を守ることができる	4	
		嘘をつかない	嘘をつかない	2	
		面接外でも挨拶をする	外で保護司に出会った際、笑顔で挨拶ができる	1	
	【非行仲間からの離脱】	非行仲間からの離脱	非行グループ・非行仲間との関係の有無	3	
	【家族との信頼関係】	家族関係の安定	家庭環境・家族関係の安定	4	
		家族の支え	家族の支え	3	
		少年の家族に対する思い	親への感謝の気持ちが言動にみられる	3	
	【信頼できる人の存在】	信頼できる人の存在	信頼できる人との関係の構築	3	
	個人内変化	【就労の継続】	就労の継続	就労が継続	4
			経済的な安定	経済的自立	2
		挨拶をする	挨拶ができること	1	
【社会性】		表情の変化	表情、笑顔が見える	2	
		態度の変化	言葉遣い・態度	3	
【更生意欲】	更生意欲	更生意欲が無いと立ち直れない。	3		
【役割】	役割	役割（周囲から認められ、必要とされる）	1		

持ちをもつ」は 60.6%、「⑧更生意欲」は 48.5%が選択しており、犯した罪について反省することは必要であるが、明確な更生意欲はなくとも立ち直っていった事例を経験した保護司が一定数存在することを示唆する。しかし、自由記述では「⑧更生意欲」を挙げ、意欲をもって更生していくことが大切であるとする保護司もみられた。「③規則的な生活習慣」は 72.7%、「⑤就労」は 81.8%が選択しており、多くの保護司が必要と感じていた。これらは、保護観察の遵守事項としてほとんどの非行少年に求められることであり、保護司自身も面接の際に重視して把握することが多い。そのため、保護観察の終了の基準となり、立ち直ったかどうかの判断に含まれやすいことが推察される。特に就労に関しては、自由記述でも「就労の継続」や「経済的な安定」などの回答がみられ、これらを重視する保護司が多いことがうかがえる。更生保護の現場でも、就労していること、かつ就労が最低でも 3～4 か月は続いていなければ保護観察が終了しないことが多くの保護司の認識となっており、就労が大切な要素とみなされていることが示唆される。

さらに、「⑦安定した人間関係」(72.7%)も多くの保護司が必要と感じていた。小保方・無藤(2004,

2006)も家族関係や友人関係が非行に影響を与えることを指摘しており、安定した人間関係の重要性を保護司も実感していることが明らかになった。特に自由記述では「保護司との関係の変化」、「家族との信頼関係」、「非行仲間からの離脱」、「信頼できる人の存在」などの記述がみられ、身近な人間関係の安定が必要であると考えていることが示された。なかでも「保護司との関係」は、保護司自身が実感することのできる非行少年との人間関係であり、「立ち直り」を判断する際にも少年が保護司との間で安定した人間関係を築けているかどうかが目されるものと思われる。

## 研究 2 目 的

保護司が担当した非行少年の事例に関する面接調査を行い、非行少年がどのようにして就労し、また就労を継続していくのかを検討し、立ち直りにおける就労の有用性と就労支援の課題を明らかにする。

## 方 法

**調査対象者** 研究1の質問紙と合わせて面接調査への協力依頼と参加意思を尋ねる用紙を配付し、同意が得られた保護司14名(男性8名、女性6名、平均年齢70.5歳( $SD=4.52$ ))を対象に面接調査を行った。そのうち、保護観察を大学生から成人後に渡って行った1事例は、中学校卒業や高校中退・卒業などがほとんどである他の事例と属性が大きく異なっていたため、これを除いた13事例を分析対象とした。

**調査手続き** 面接調査への参加意思を示した保護司に、再度、面接調査参加の同意意思を電話・メールにて確認し、同意を得られた保護司に対して、2020年10月～11月に個別の半構造化面接を実施した。所要時間は40分～2時間であった。場所は、筆者らが所属する大学の心理実験室、広島県某市保護司会サポートセンター、調査対象者の自宅などであった。許可を得て、面接内容の録音を行った。

**調査内容** 宮戸・米倉(2016)が行った児童自立支援施設職員への半構造化面接の調査内容を参考に、就労が立ち直りに影響を与えた事例について「保護観察期間の前」、「就労の決定から経過」、「保護観察期間の終了時」の非行少年の生活や人間関係、就労への意識について聴取を行った。なお、高齢である保護司の負担を軽減するため、各質問項目に対する回答は、自由記述ではなく選択肢を用意した。

**倫理的配慮** 同意を得た調査対象者に、文書にて研究の主旨および倫理的配慮を説明した。回答は匿名化し、個人が特定される形での発表はしないこと、個人情報厳密に管理し、プライバシー保護に配慮すること、調査への参加は自由意思によるものであり、随時拒否・撤回でき、調査途中であっても中止できることなどを説明した。なお、本研究は広島大学大学院人間社会科学研究所の倫理審査委員会の承認を得て行った。



## 結 果

### 調査対象者の属性と事例の少年の属性

調査対象者の性別、年齢、保護司歴と、事例の少年の非行時の罪名、保護観察期間、就労先の職業を Table 3 に示した。少年はすべて男子であった。なお、少年の非行時の罪名と保護観察期間について「・」で示したものは同一期間の罪名を表し、「,」で示したものは再犯時の罪名と保護観察期間を表す。

### 面接内容の質的分析

本研究では、非行少年が就労を通して立ち直っていく径路と、それに影響を与えた要因を明らかにするため、時系列の中で個人径路の多様性と複雑性を描き出すことのできる複雑・径路等至性モデル (Trajectory Equifinality Model ; 以下, TEM) を用いて事例の分析を行った。TEM とは、人間を開放システムとして捉えるシステム論に依拠し、時間を捨象せず個人の変容を社会との関係で捉え記述しようとする文化心理学の方法論である (安田・サトウ, 2012)。TEM では「等至点」(Equifinality Point=EFP) や「必須通過点」(Obligatory Passage Point=OPP) などの概念を用いて、人間の発達や人生径路の多様性と複雑性を描く。等至点とは、人の行動や選択の径路が複数存在しながらも、ある定常状態に等しく辿りつくポイントであり、研究目的に沿って設定される。一方、等至点に相反する事象あるいは等至点として焦点化された行動や選択に対する補集合的なものとして想定されるものを「両極化した等至点」(Polarized-Equifinality Point=P-EFP) と呼ぶ。また、複数ある径路の中で、全員ではないにしても、多くの人が経過するポイントを必須通過点と呼ぶ。こうした行動や選択に影響する要因として、援助的な力としてはたらくものを「社会的ガイド」(Social Guidance=SG)、阻害・抑制的な力としてはたらくものを「社会的方向づけ」(Social Direction=SG) と呼ぶ。本研究で

Table 3

調査対象者の属性と事例の少年の属性

No	性別	年齢	保護司歴	少年の非行時の罪名	保護観察期間	就労先の職業
1	女性	70	11年	窃盗・不法侵入	1年	建設
2	女性	73	無回答	窃盗、傷害	5年, 1年	建設
3	女性	67	6年	窃盗	1年半	建設
4	女性	73	13年	窃盗・傷害	3年半	建設
5	男性	71	24年	危険運転	2年	建設
6	男性	67	7年	強制性行	1年2か月	製造
7	女性	76	15年	傷害	8か月	建設
8	男性	74	18年	窃盗・無免許運転	1年	飲食
9	男性	63	18年	窃盗	1年, 半年	飲食
10	女性	75	12年	横領	3年	小売
11	男性	76	14年	窃盗	3年半	建設
12	男性	63	7年	窃盗	5年	建設
13	男性	74	10年	窃盗	2年	運輸



は、保護観察解除が非行少年の立ち直りの指標の1つとなること、またすべての事例の非行少年が実際に保護観察解除に至っていたことから、等至点を「保護観察解除」とした。そして、TEMによる分析結果をFigure 1に示した。また、分析により生成された等至点や必須通過点、社会的方向づけ、社会的ガイドをTable 4に示した。

非行から立ち直るプロセスにおいて、主な必須通過点を基準として、非行に至るまでを「第Ⅰ期」、非行前から就職に至るまでを「第Ⅱ期」、就職してから生活習慣が改善するまでを「第Ⅲ期」、生活習慣が改善してから就労が安定するまでを「第Ⅳ期」、就労が安定してから保護観察が終了する、もしくは保護司の把握している最後の時期までを「第Ⅴ期」とした。以下では、図に沿って時期ごとにプロセスを記述した。なお、カテゴリーを<>、必須通過点を<<>>、等至点を【】、社会的方向づけ、社会的ガイドを「」で表した。

**第Ⅰ期** 第Ⅰ期では、「高校に進学した型」、「高校に進学せずに<<非行>>に至る型」の2つの型がみられた。「高校に進学した型」の中には、<高校に在学>している間に<<非行>>に至る経路、高校を<中退>後の無職の間に<<非行>>に至る経路、高校を<中退>後に<<就職>>し、働いている期間中に<<非行>>に至る経路、高校を<卒業>後に一度<<就職>>し、働いている期間中に<<非行>>に至る経路の4つの経路がみられた。一方、「高校に進学せずに<<非行>>に至る型」には、<中学校在学>中に<<非行>>に至る経路と<中学校在学>後、卒業して進学・就職せず、<無職>の期間に<<非行>>に至る経路がみられた。これらの中で、たどる人数(4人)が最も多かったのは高校を<中退>し、無職の間に<<非行>>に至る経路であった。また、ここでは「生活習慣の乱れ」、「家庭環境の問題」、「非行仲間の誘い」、「断れない関係性」が社会的方向づけとなり、<<非行>>に悪影響していた。一方、「家族の支援」、「恋人(配偶者)の存在」が社会的ガイドとなっていた。

**第Ⅱ期** 第Ⅱ期では、「高校を<中退>する型」、「すぐに<<就職>>する型」、「<<非行>>の影響でそれまでの仕事を<退職>する型」、「<少年院・少年鑑別所>に入院する型」の4つの型がみられた。「高校を<中退>する型」では2つの経路がみられ、一方の経路では非行の影響で高校を<中退>した後、<通信高校へ入学>しなおし、学校に通うことで<<生活習慣の改善>>につながり、さらに<非行仲間からの離脱>を経て卒業し、<<就職>>に至っていた。他方の経路では、非行をきっかけに高校を<中退>した後、すぐに<<就職>>に至っていた。<<非行>>の後、「すぐに<<就職>>する型」は1つの経路であり、たどる人数(5人)が最も多い経路であった。「<<非行>>の影響で仕事を<退職>する型」は1つの経路であり、第Ⅰ期で<就職>していた期間に<<非行>>に至った2人は、いずれも非行の影響で<退職>し、その後一度<再犯>に至ってから<<就職>>していた。「<少年院・少年鑑別所>に入院する型」では、まず、<<非行>>の処分として<少年院・少年鑑別所>に入院する経路と、最初の<<非行>>では入院しなかったものの、保護観察期間に入って早い段階で<再犯>に至り、その処分として<少年院・少年鑑別所>に入院する経路が存在した。また、<少年院・少年鑑別所>に入院することで、退院後も<<生活習慣の改善>>につながる経路と、退院後は元の生活に戻った上で<<就職>>に至る経路がみられた。ここでの<再犯>には、「生活習慣の乱れ」、「家庭環境の問題」、「非行仲間の誘い」、「断れない関係性」が社会的方向づけとして影響しており、特に「非行仲間の誘い」と「断れない関係性」の影響が大きかった。第Ⅱ期では「家族の支援」、「恋人(配

Figure 1

就労を通した非行からの立ち直りのプロセス

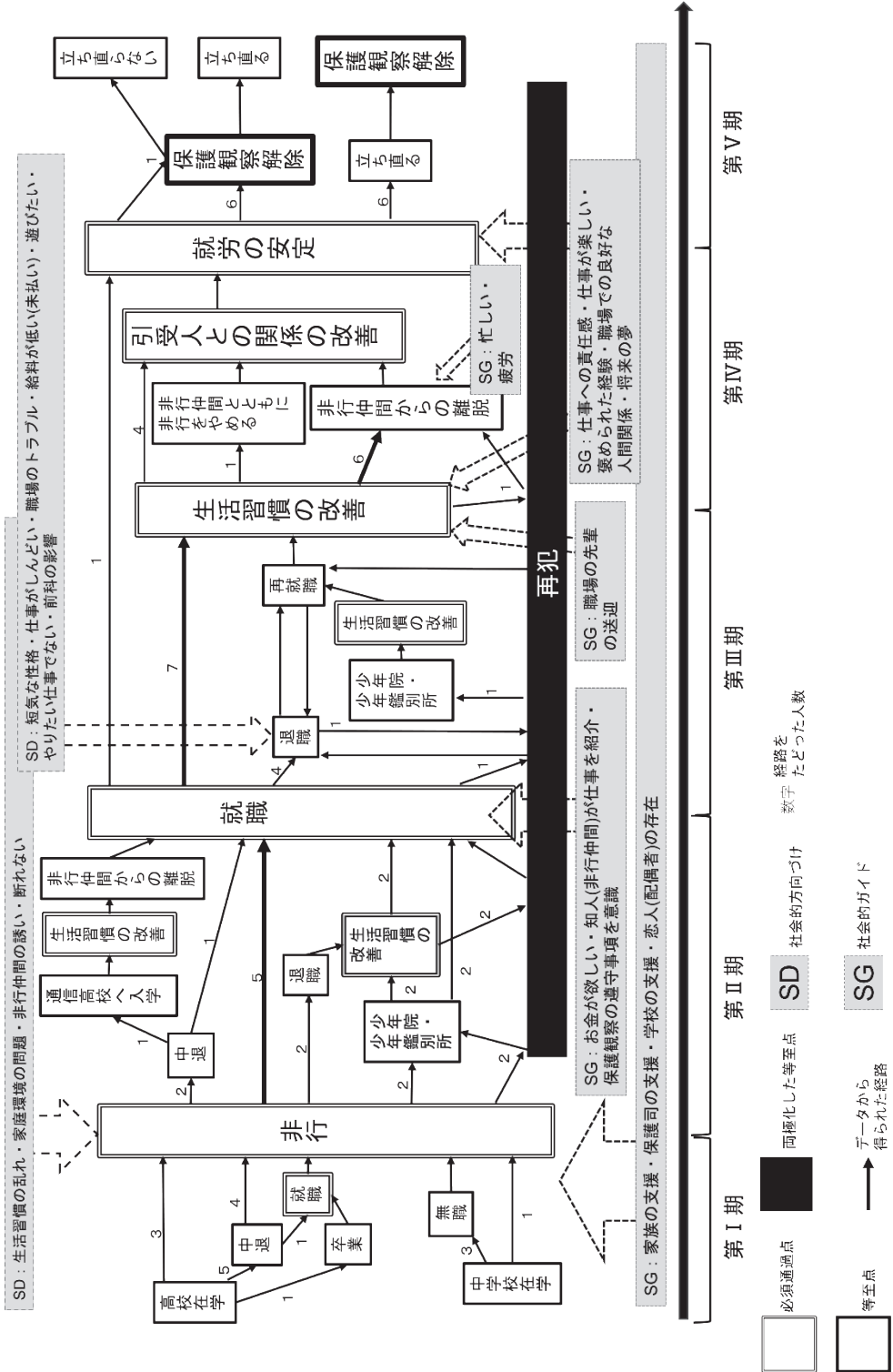


Table 4

TEM で用いた概念の本研究での位置づけ

概念	本研究での位置づけ
等至点：EFP	<保護観察解除> 両極化した等至点（P-EFP）：<再犯>
必須通過点：OPP	《非行》《就職》《生活習慣の改善》《引受人との関係の改善》 《就労の安定》
社会的方向づけ：SD	<生活習慣の乱れ><家庭環境の問題><非行仲間の誘い> <断れない関係性><短気な性格><仕事がしんどい> <職場のトラブル><給料が低い（未払い）><遊びたい> <やりたい仕事でない><前科の影響>
社会的ガイド：SG	<家族の支援><保護司の支援><学校の支援> <恋人（配偶者）の存在><お金が欲しい> <知人（非行仲間）が仕事を紹介> <保護観察の遵守事項を意識><職場の先輩の送迎> <仕事への責任感><仕事が楽しい><褒められた経験> <職場での良好な人間関係><将来の夢><忙しい><疲労>

偶者）の存在」に加えて、「保護司の支援」、「学校の支援」も社会的ガイドとなっており、特に《就職》に関しては「お金が欲しい」という思いや「知人（非行仲間）が仕事を紹介」したり、「保護観察の遵守事項を意識」したりしていることも、社会的ガイドとして大きく影響していた。

**第三期** 第三期では、「《就職》後、その職場に勤め続けて《生活習慣の改善》に至る型」と「<退職>や<再就職>を経て《生活習慣の改善》に至る型」の2つの型がみられた。「その職場に勤め続けて《生活習慣の改善》に至る型」は1つの経路であり、たどる人数（7人）が最も多い経路であった。「<退職>や<再就職>を経て《生活習慣の改善》に至る型」には、《就職》したものの少年の問題や職場の問題により<退職>してしまい、その後<再就職>>してから《生活習慣の改善》に至る経路がみられた。また、<退職>してから【再犯】し、<少年院・少年鑑別所>に入院して《生活習慣の改善》に至り、<再就職>してからさらに《生活習慣の改善》が進む経路もみられた。《就職》後すぐに【再犯】をしてしまい、その影響で<退職>をする経路、<退職>と<再就職>を何度か繰り返してから、最終的な就職先で《生活習慣の改善》に至る経路も存在した。《生活習慣の改善》では、以前は昼夜逆転していたり食事を抜いたりしていたが、規則正しく、もしくは仕事に間に合うようには起きることができるようになったり、食事を3食摂るようになったりする変化がみられた。

第三期では、「生活習慣の乱れ」や「家庭環境の問題」、「非行仲間の誘い」、「断れない関係性」以外に、特に<退職>に対して「短気な性格」、「仕事がしんどい」こと、先輩や同僚からのいじめや喧嘩などの「職場のトラブル」、「給料が低い（未払い）」、「遊びたい」という思い、「やりたい仕事でない」こと、「前科の影響」などが社会的方向づけとなっていた。また、「家族の支援」、「保護司の支援」、「恋人（配偶者）の存在」、「お金が欲しい」、「保護観察の遵守事項を意識」することに加え、特に《生活習慣の改善》に関しては、「職場の先輩の送迎」があるために朝起きなければならないことや、「仕事への責任感」、「仕事が楽しい」こと、「褒められた経験」や「職場での良好な人間

関係」，「将来の夢」のために仕事をするなどが社会的ガイドとして影響していた。

**第Ⅳ期** 第Ⅳ期では、「＜非行仲間からの離脱＞を経て《引受人との関係の改善》に至る型」，「＜非行仲間とともに非行をやめる＞ことを経て《引受人との関係の改善》に至る型」，「非行仲間の居ない単独犯であったため，非行仲間とは関係なく《引受人との関係の改善》に至る型」の3つがみられた。なかでも＜非行仲間からの離脱＞を経て《引受人との関係の改善》に至る経路は，たどる人数（6人）が最も多く，仕事が「忙しい」ことで非行仲間に会う時間がないこと，仕事の影響で「疲労」しており，非行仲間と会う体力がないことの2つが社会的ガイドとなっていた。《引受人との関係の改善》では，程度に差はあるものの，以前は会話がなかったり喧嘩・暴言・暴力がほとんどであったが，会話が増えたり喧嘩や暴言が減ったり，引受人に対して感謝の言葉やプレゼントを渡すといった変化がみられた。また，《引受人との関係の改善》に至ると《就労》は安定し，同じ職場で最短でも半年程度勤めていた。一方，第Ⅲ期から第Ⅳ期にかけて，《就労》した後に《生活習慣の改善》や《引受人との関係の改善》を経ず，そのまま《就労の安定》に至った少年がいた。

**第Ⅴ期** 第Ⅴ期では，「《就労の安定》の後，【保護観察解除】になった後，＜立ち直る＞ことになったとみられる型」と「保護司の目から見ても＜立ち直る＞様子がしっかりみられた後に【保護観察解除】に至った型」，「【保護観察解除】にはなったものの＜立ち直らない＞様子があった型」の3つの型がみられた。就労しても＜立ち直らない＞経路は，第Ⅲ期から第Ⅳ期にかけて《生活習慣の改善》や《引受人との関係の改善》を経由しなかった少年であり，再犯はしなかったものの，保護司の目から見ても“まだ犯罪をしているだろう，近いうちに再犯するだろう”と思われる少年であった。一方，【保護観察解除】の後に＜立ち直る＞経路をたどったものは，保護観察終了時には不安なところもあったが，その後，保護司に顔を見せに来たり，第三者から伝え聞いたりした様子から“立ち直った”と判断したものであった。

## 考 察

本調査の結果から，立ち直りのプロセスにおいて非行少年はどのようにして就労し，また就労を継続していくのかを整理することで，立ち直りにおける就労の有用性と就労支援の課題を明らかにする。

**（第Ⅱ期）就労するまで** 罪を犯してしまい，それまで続けていた学校や就労をやめてしまう少年もいたが，すべての少年が立ち直るプロセスで就労に至っていた。これは，保護観察の遵守事項に就労が含まれていること，就労がある程度安定していなければ保護観察が終了しないことが多いことも影響していると考えられる。しかし，就労する大きな理由としては「お金が欲しい」ことが挙げられ，遊ぶためのお金を稼ぐために就職する少年がほとんどであった。これは一見すると非行からの立ち直りを促進する動機とは言いがたいが，就職によって生活習慣が安定したり，自分でお金を稼ぐことの達成感や仕事に対する責任感を得たりすることができるため，就労後の生活支援や就労継続の支援も重要になると考えられる。

一方，就労のきっかけは家族や保護司，学校や知人による仕事の紹介であったが，仕事を紹介す

る知人は非行仲間であったり、元非行少年の先輩であったりすることも多く、ハローワークや協力雇用主はほとんど利用されていなかったことから、より積極的に公的な支援につないでいく必要もあると思われる。さらに、自分自身で仕事を見つけることのできない少年に対して家族や保護司と一緒にハローワークへ行ったり、伝手をたどって紹介したりするものもあったが、これらは家族や保護司の就労支援がうまく機能している事例であると言える。また、多くの少年は知人の紹介により自ら就労先を決めていたが、渋々就職した場合でも知人の顔を立てるために仕事に行くことで、結果として就労が継続されるようになることもあった。よって、非行仲間との繋がりも一概に悪いとは言えないが、再犯のリスクにもつながるおそれがあるため、就労後の人間関係にも継続的な支援が必要になると考えられる。

**（第Ⅲ期）就労と「生活習慣の改善」** 非行の前に就労している少年もいたが、非行時には生活習慣の乱れが顕著である少年が多く、非行後、保護観察中の就労をきっかけとして生活習慣が改善していくことが明らかになった。坂野（2015）や室城（2012）、宮戸・米倉（2016）など多くの研究でも、立ち直りのプロセスで生活習慣が改善されていくことが指摘されている。これらの研究では少年院・少年鑑別所での生活習慣の改善について述べられているが、本研究でも少年院・少年鑑別所での生活や学校生活が生活習慣の改善を促進していた。一方、本研究では、退院後に生活習慣が再び乱れてしまうこと少年もみられた。しかし、こうした少年も就労によって生活習慣の改善がみられ、また生活習慣が大きく乱れていなかった少年も就労をきっかけに生活習慣がより好ましく改善することが示された。就労によって生活習慣が改善した後に再犯がみられるものが比較的少ないことから、少年院・少年鑑別所での生活習慣の改善だけでなく、就労による生活習慣の改善が立ち直りにおいて重要な意味をもっていると考えられる。ここでは、支えてくれる家族の存在や職場の先輩の送迎、仕事への責任感や仕事が楽しいことなどの影響が強く表れていた。よって、就労そのものではなく、職場の好ましい環境や少年が仕事を大切にしようとする思いなどが生活習慣に好ましい影響を与えるものと思われる。

**（第Ⅳ期）就労と「引受人との関係の改善」** 非行前後では家族や引受人との関係が良くないことが多かったが、就労を継続していく中でこうした他者との関係が改善していくことが明らかになった。改善の程度は少年によって異なるものの、見捨てず支える家族や引受人に感謝すること、あるいは少年の就労や生活面での頑張りを受けて家族や引受人の対応が変化することが関係の改善に影響していた。また、非行仲間との関わりがあった少年では、仕事の忙しさや疲労から非行仲間と過ごす時間が減ることで、非行仲間から離脱、もしくは仲間とともに非行をやめることが明らかになった。こうした身近な非行仲間との関係の変化も少年の意識が家族や引受人に向いたり、家族や引受人の「非行を止めなければならない」という精神的負担が軽減されたりすることに影響を与えていると考えられる。

さらに、家庭との関わりは、社会的方向づけにも社会的ガイドにもなることが明らかになった。第Ⅰ期、第Ⅱ期では、両親の不仲・離婚、「母親の声掛けがうるさい」など家庭環境の問題が社会的方向づけとなっていたが、第Ⅲ期、第Ⅳ期と就労後には、家族の声掛けやサポートなどの支援が強力な社会的ガイドになっていた。このように、家庭との関わりを社会的方向づけから社会的ガイド



に変化させるには、少年自身の家族に対する捉え方や家族の非行少年への関わり方の変化を促す必要があると考えられる。また、非行をきっかけに家族から離れ、引受人と関わる中で、距離を取った家族との関係が深まったり、引受人との関係が深まったりしていく少年も存在した。このような引受人との関係の深まりは、「裏切れない人の存在」(宮戸・米倉, 2016), 「支えられる体験による対人認識の変化」(室城, 2012) などと一致する。よって、就労をきっかけとして非行少年を取り巻く人間関係が改善していくことが立ち直りを促すものと思われる。

**(第Ⅳ期) 就労の安定** 前述のように、保護観察は就労がある程度安定していなければ終了しないことが多く、就労の安定と保護観察の解除は切り離せないものであると言える。また、保護観察中の成績は、再犯の有無や就労だけでなく、生活習慣や人間関係の様子などからも総合的に判断されるが、本研究ではこれらの改善には就労の安定が基盤にあることが明らかになった。一方で、就労の安定には、生活習慣が改善されることで仕事に真面目に行くことや、職場での人間関係の安定も必要となっており、就労と生活習慣や人間関係は相互に影響を与えている側面もある。一度就職したものの、職場でのトラブルなどから退職に至る少年や再就職と退職を繰り返す少年も存在することから、彼らの就労が最終的に安定するには、阻害要因となる職場でのトラブルや給料の低さ・未払いなどへの対応や、促進要因となる家族の支援、褒められる経験、職場での良好な人間関係などが必要となる。よって、保護司や家族、職場が連携して協力し合うことが、生活習慣や人間関係の改善だけでなく、就労の安定のための重要な鍵になると考えられる。

また、第Ⅰ期、第Ⅱ期では、家族の関わりや非行仲間の誘い、保護司の支援、お金が欲しいことなどの外的な要因が社会的方向づけや社会的ガイドとなって非行や再犯、就労に影響していたが、第Ⅲ期、第Ⅳ期では、「やりたい仕事ではない」という本人の思いが社会的方向づけとなったり、「仕事が楽しい」という本人の思いや将来の夢が社会的ガイドとなったりして、内的な要因が就労の継続や安定を左右していた。就労に伴って生活習慣や人間関係が安定することで、周囲からの影響ではなく、少年自身のやりがいや目標、仕事への思いが再犯防止や就労の継続に影響を与えることが示唆される。

**(第Ⅴ期) 就労と立ち直り** 本研究では、すべての少年の就労が安定した後に保護観察の解除に至っていた。しかし、すべての少年が立ち直ったわけではなかった。ほとんどの少年では保護観察解除の前で立ち直った様子が確認されているが、就労して安定はしたものの、「ばれていないだけで、まだやっているだろう」と保護司がある程度再犯を確信している少年も存在した。こうした少年に特徴的なことは、就労後に生活習慣や引受人との関係の改善を経由していないことであった。このことから、非行少年が立ち直るためには、就労は必要条件となるが、就労によって生活習慣や人間関係が改善し、就労が安定することがより重要な条件になるものと思われる。よって、立ち直り支援では、就労そのものだけでなく、就労を介した生活習慣や人間関係の改善を支援していくことが必要になると考えられる。

## 総 合 考 察

### 本研究の成果

研究1では、保護観察の現場で働く保護司が非行少年の立ち直りをどのように考えているかを検討したが、多くの保護司が就労、生活習慣、人間関係の安定の3つの要素が立ち直りに必要であると考えていることが明らかになった。これにより、非行少年の「立ち直り」に関する研究により具体的な観点を加えたことに本研究の意義があると言える。

また研究2では、保護司が担当した非行少年の事例に関する面接調査を行い、非行少年はどのようにして就労し、また就労を継続していくのかを詳しく検討することで、就労によって非行少年の生活習慣や人間関係が改善し、このことが就労の安定を促すという円環的なプロセスを経て立ち直っていくことが示された。これにより、これまで重要とされながらも明確にされてこなかった非行からの立ち直りにおける就労の有用性や、就労によって生活習慣や人間関係が改善されることなど、就労支援の際に重要となる視点が見いだされたことで、立ち直り支援における就労の意義を明確にすることができたと言える。

### 本研究の限界と今後の課題

本研究では、調査対象を保護司とすることで、非行少年の変化を第三者的視点から分析することはできたが、非行少年の日常生活や人間関係の変化、それらと関連する心理過程の詳細については明らかにしていない。今後は非行経験のある少年を調査対象とすることで、より詳細な変化を捉えていくことが課題となる。

また、本研究に挙げられた事例はすべて男子であり、立ち直りのプロセスも限定的なものであったと考えられる。働き方や職種が男子とは大きく異なると予想される女子の事例も検討することで、全般的な就労と立ち直りの関連を明らかにすることができると思われる。今後はこれらの点を考慮して、より詳細で多様な立ち直りプロセスを明らかにしていく必要がある。

## 引 用 文 献

- 福田 舞 (2008). 現代青少年の逸脱行動と背景要因の検討—時間的展望に着目して— 人間文化創成科学論集, 11, 329-337.
- 法務省 (2017). 平成 29 年版犯罪白書
- 法務省 (2019). 令和元年版犯罪白書
- 覚正 豊和・矢作 由美子・横山 潔 (2016). 児童自立支援施設における非行少年の立ち直りと就労支援 総合地域研究, 6, 93-109.
- 清永 賢二 (1999). 現代少年非行の世界—空洞の世代の誕生— 清永 賢二 (編) 少年非行の世界 有斐閣, 1-35.
- Leiber, M.J., & Mawhorr, T.L. (1995). Evaluating the use of social skills training and employment with



delinquent youth *Journal of Criminal Justice*, 23 (2), 127-141.

- 松井 洋・中村 真・堀内 勝夫・石井 隆之 (2005). 非行的態度の抑制要因に関する研究 河村学園女子大学研究紀要, 16 (1), 27-44.
- 緑川 徹 (1999). 初発型非行—豊かさが生み出す浮遊非行— 清永 賢二 (編) 少年非行の世界 有斐閣, 37-65.
- 宮戸 美樹・米倉 史乃 (2016). 児童自立支援施設職員が捉える非行からの立ち直りのプロセス—さまざまな「出会い」に着目して— 横浜国立大学大学院教育学研究科教育相談・支援総合センター研究論集, 16, 19-36.
- 室城 隆之 (2012). 中学生の対教師暴力からの立ち直りプロセスに関する質的研究—家庭裁判所調査官による介入事例の分析— 犯罪心理学研究, 49 (2), 1-14.
- 小保方 晶子・無藤 隆 (2004). 中学生の非行傾向行為について逸脱した友人の存在の有無による検討 御茶ノ水女子大学子ども発達教育研究センター紀要, 2, 75-84.
- 小保方 晶子・無藤 隆 (2005). 親子関係・友人関係・セルフコントロールから検討した中学生の非行傾向行為の規定要因および抑止要因 発達心理学研究, 16 (3), 286-299.
- 小保方 晶子・無藤 隆 (2006). 中学生の非行傾向行為の先行要因—1学期と2学期の縦断調査から— 心理学研究, 77 (5), 424-432.
- 岡本 英生 (2002). 非行少年が成人犯罪者となるリスク要因に関する研究 犯罪社会学研究, 27, 102-112.
- 坂野 剛崇 (2015). 少年の非行からの立ち直りのプロセスに関する—考察—元非行少年の手記への複線径路等至性モデルによるアプローチ— 関西国際大学研究紀要, 16, 47-60.
- 白倉 憲二 (2016). 非行少年の立ち直りを促進する要因についての探索的研究 帝京大学心理学紀要, 15, 11-25.
- 只野 智弘・岡邊 健・竹下 賀子・猪爪 祐介 (2017). 非行からの立ち直り (デシスタンス) に関する要因の考察—少年院出院者に対する質問紙調査に基づいて— 犯罪社会学研究, 42, 74-90.
- 安田 裕子・サトウ タツヤ (2012). TEM でわかる人生の経路—質的研究の新展開— 誠信書店